

第4章 相続税の計算方法（I）－概要－

§1 相続税の計算方法の概要

① 相続税の計算方法

相続税法では、他の税目に見られない特異性があり、相続又は遺贈により財産を取得した者が納付する相続税額を計算するためには次のように4つの段階の計算が必要となります。

第Ⅰ段階	財産を取得した各人ごとに課税価格を計算し、さらにすべての者の相続税の課税価格の合計額を計算する。
------	--



第Ⅱ段階	課税価格の合計額から遺産に係る基礎控除額を控除した残額を基に全員分の相続税（相続税の総額）を計算する。
------	---

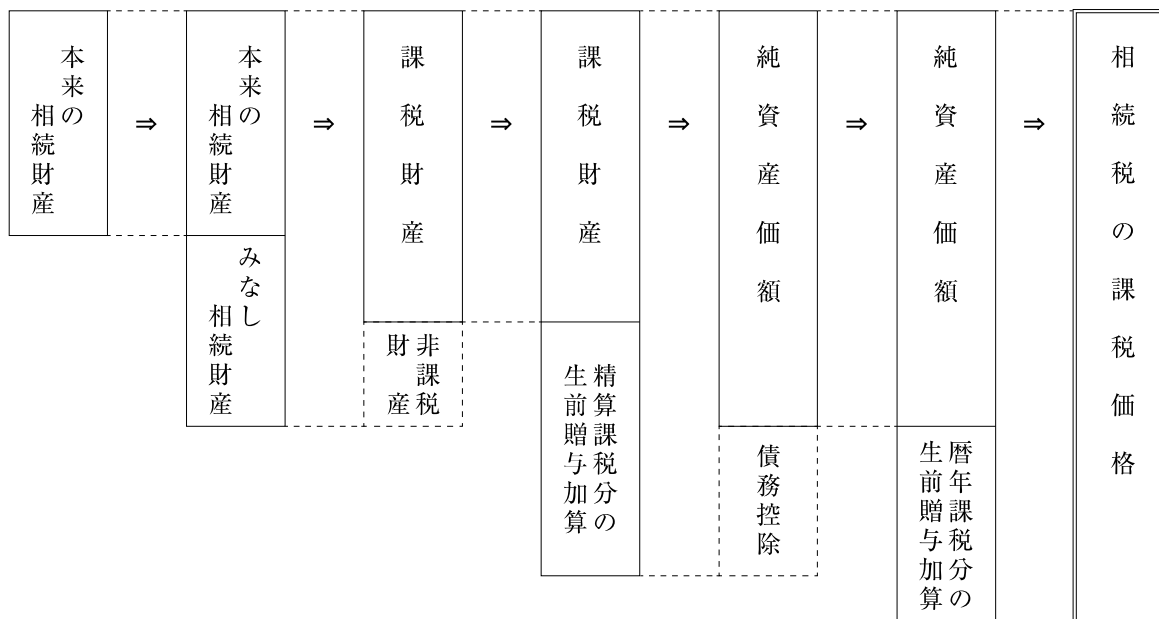


第Ⅲ段階	相続税の総額を、各人が取得した財産の割合（あん分割合）に応じて配分し、各人の算出税額を計算する。
------	--



第Ⅳ段階	一定の対象者について各人の算出税額を20%割増にするほか、各人の算出税額から各種の税額控除額を控除し、最終的な各人の納付税額（又は還付税額）を計算する。
------	--

② 第I段階の流れ



相続税を課税するためには、まずそもそも各人ごとにどれだけの財産を取得したのかを確定させる必要があります。この各人ごとの取得した財産、言い換えれば課税の基となる金額（これを「相続税の課税価格」といいます。）は、次の手順で求めていきます。

- ① まず、各人が被相続人から相続又は遺贈により取得した財産（生命保険金、死亡退職金などの遺産とみなされるものを含みます。）を各人ごとに集計します。
なお、このうちに非課税財産がある場合には、その集計から除外します。
- ② 次に、相続時精算課税制度により贈与を受けた財産を①に加えます。
- ③ 各人が被相続人の債務を引き継いだり、葬式費用を負担した場合には、その債務及び葬式費用の額を、①+②の合計額から控除します。
- ④ 更に、相続開始前3年以内に被相続人から暦年課税制度により贈与を受けた財産を③に加え（生前贈与加算制度）、各人の課税価格が算定されます。

§2 相続税が課税される財産の概略

相続税は、相続又は遺贈（死因贈与を含みます。以下同じ。）によって取得したすべての財産について課税されます。

この場合において、財産がどのようなものを指すかについては民法、相続税法共に何らの規定も設けておりませんが、一般的には「およそ金銭に見積もることのできる経済的価値のあるものすべて」が財産となり、有形・無形は問わないこととされています。

また、上記の「本来の相続財産」のほかにも、被相続人が生前、生命保険に加入していて、被相続人の死亡によって保険金が保険会社から遺族に支払われる場合などのように、被相続人から直接承継した財産ではなくても、相続税が課税される場合があります。これを「みなし相続財産」と呼んでいます。

なお、本来の相続財産については、その評価額の決定が重要な問題となりますが、これについては『財産評価実務コース』で詳しく解説します。

§3 本来の相続財産

財産の種類	財産の細目	備考
土地 〔土地の上に存する権利を含む。〕	宅地（借地権などを含む。）	① 未登記の土地であっても被相続人等の購入したものであれば、含まれます。 ② 一定の減額ができる場合があります（小規模宅地等の減額）。
	農地（田、畑などの耕作権を含む。）	
	山林	
	その他の土地（牧場、原野、池沼など）	
家屋	家屋・構築物	未登記物件を含みます。
事業（農業） 用財産	機械装置、器具、農機具、車両運搬具その他の減価償却資産（営業権、特許権、実用新案権、商標権、著作権など無形のものも含む）	—
	商品、製品、原材料、仕掛品など	
	売掛金、受取手形、貸付金などの債権	
	その他の財産（電話加入権など）	
有価証券	株式、出資	—
	公債（国債・地方債）、社債	
	証券投資信託、貸付信託の受益証券	
現金・預貯金	現金、普通預金、当座預金、定期預金、郵便貯金、定期積金など	—
家庭用財産	家具、什器、備品、電話加入権など	—
	書画、骨董品、宝石など	
その他の財産	立竹木	一定の減額ができる場合があります（立木の評価減）。
	その他	事業に関係しない車両運搬具、著作権、貸付金、未収の配当金・地代家賃、ゴルフ会員権など